

第五十八号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一に次のように加える。

|       |  |
|-------|--|
| 十三 区長 | 江戸川区任意予防接種等実施要綱（令和四年四月一日施行）による予防接種に係る実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
|-------|--|

別表第二に次のように加える。

|        |  |                      |                              |                         |
|--------|--|----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 三十四 区長 | 江戸川区任意予防接種等実施要綱による予防接種に係る実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|--------|--|----------------------|------------------------------|-------------------------|

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 （江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一の改正規定中「十三」を「十四」に改める。  
 別表第二の改正規定中「三十四」を「三十五」に改める。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一に列挙されていない事務について、特定個人情報を利用し、又は提供を受けるため、独自利用事務として事務を追加するとともに、必要な限度で庁内連携するに当たり、個別に事務及び特定個人情報と表第二に追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。